



※画像はイメージです。組合せなどはお見積書をご確認ください。

手洗い



手洗いボールは水アカをはじく有機ガラス系新素材。

使いたい時に水が使える掃除にも便利なワンタッチ操作です。



少ない水でキレイに流す、3Dツイスター水流

パナソニック独自の「センサー付きターントラップ方式」&「水流コントロール設計」



排水路が上を向き、①ボールに水をためた状態で水を長時間回転させ、②流れをコントロールして水を集め、勢いをつけて排水。小洗浄3.0L、大洗浄4.6Lと、少ない水量での洗浄を実現しました。

	従来タイプ※3 (1回)	アラウーノV (1回)
小	約13L	約3L
大	約13L	約4.6L

※1 わずか ※1 ※1  
10L節約 8.4L節約

[1回あたりの使用水量比較]

※1 水圧0.2MPaの場合。その他当社基準に基づき測定。N=20台平均。  
※3 約20年前のサイホンセット式トイレ

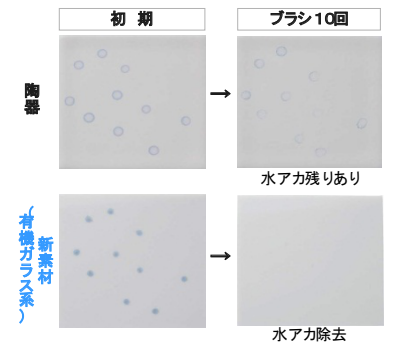
有機ガラス系新素材



汚れをはじく、新素材(有機ガラス系) はつ水性に優れた新素材で、汚れの原因「水アカ」をはじき、汚れてもカンタンに落とすことが可能です。



●水アカ除去実験



温水洗浄便座



ビューティワレ CH931SWS  
※壁付けリモコン設定はございません。  
貯湯式普及タイプで省エネトップクラス  
年間電気代約4210円



お手入れらくらく「ムースフォーム」



8時間後に通電が自動復帰切タイマー



使わない時間を自動判断して節電おまかせ節電



「パワーパルス洗浄」で快適な洗い心地



継ぎ目がなく汚れにくいステンレスノズル



使用前後に自動でノズルを洗浄するおまかせノズルクリーニング

ご存知ですか? **省エネ住宅ポイント制度**  
〈新築〉

どんな制度なの?

環境によい、一定の省エネ性能を有するエコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントが発行される制度です。

どんなメリットがあるの?

取得ポイントにより省エネ・環境配慮商品、地域産品、商品券、プリペイドカードなどの交換ができます。また、新築工事あるいはリフォーム工事に追加で実施する他の箇所の工事の費用に充当することもできます。

どんな工事が対象なの?

自ら居住することを目的に発注(工事請負契約)する新築住宅が対象になります。

**注文住宅** 所有者となる人が発注

**分譲住宅** 販売会社等が発注し、所有者となる人が購入するもの

■ 一般住宅(全ての構造)

- ① トップランナー基準\*相当
- ② 一次エネルギー消費量等級5(低炭素基準相当)

■ 木造住宅

- ③ 一次エネルギー消費量等級4(平成25年基準相当)
- ④ 断熱等性能等級4(平成25年基準相当)
- ⑤ 省エネルギー対策等級4(平成11年基準相当)

※省エネ法に基づく住宅事業者建築主の判断の基準

1ポイント=1円相当額 基準を満たした住宅の場合、300,000ポイント取得が可能です。

ポイント発行・交換には申請が必要です。  
詳細は下記パンフレットをご覧ください。



省エネ住宅ポイント制度  
〔新築編〕

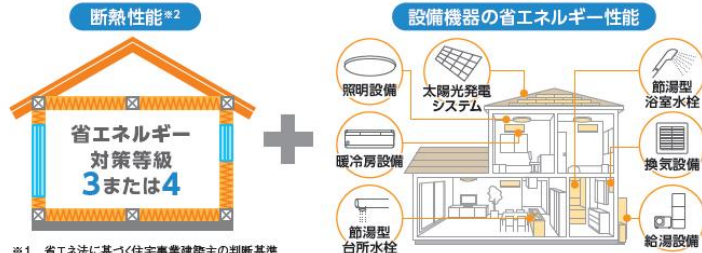


リフォーム住宅対象の省エネ住宅ポイント制度  
〔エコリフォーム編〕

一般住宅(全ての構造) ①・②のどちらかの基準のクリアで申請が可能です。 **300,000ポイント**

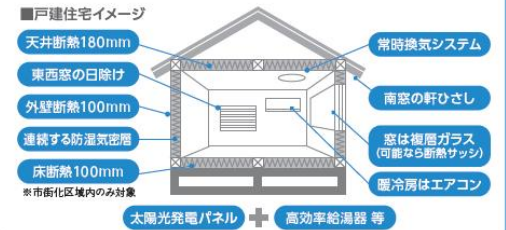
① 省エネ法に基づく「トップランナー基準\*1」相当の住宅

省エネ法では、断熱性能に加え、省エネ性能に優れた住宅設備を導入することが求められています。



② 一次エネルギー消費量等級5「低炭素基準」相当の住宅

省エネ法の省エネルギー基準に比べ、一次エネルギー消費量が、マイナス10%以上となることが条件です。



木造住宅 ③~⑤のいずれかの基準のクリアで申請が可能です。 **300,000ポイント**

③ 一次エネルギー消費量等級4相当の住宅

住宅の設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量を上回らないようにします。

住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー



※1 家電及び調理のエネルギー消費量。建築設備に含まれないことから、省エネ手法は考慮せず、床面積に応じた同一標準値を設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の両方に使用する。 ※2 コーヒー・ソーラーパネル等により発電されたエネルギー量も含まれる。

④ 断熱等性能等級4相当の住宅

外皮平均熱貫流率(UA値)と冷房期の平均日射熱取得率( $\eta A$ 値)が各地域の基準値を満たしていることが条件です。

⑤ 省エネルギー対策等級4相当の住宅

熱損失係数(Q値)と夏期日射取得係数( $\mu$ 値)が各地域に基準値を満たしていることが条件です。

住宅設備例

- ① 省エネ法に基づく「トップランナー基準\*1」
- ② 一次エネルギー消費量等級5「低炭素基準」
- ③ 一次エネルギー消費量等級4

〈断熱性能〉  
省エネ対策等級4  
(平成11年基準相当)\*2

- 太陽光発電システム
- LED照明設備
- 換気設備
- 高効率エアコン
- 節湯型水栓(キッチン)
- 節湯型水栓(バスルーム)
- エコキュート

※1 省エネ法に基づく住宅事業者建築主の判断基準 ※2 省エネ対策等級4に満たない場合でも、住宅設備のエネルギー消費量削減によって基準の達成は可能です。